

平成30年7月から、集団回収の対象品目に事業者(中小企業基本法上の小規模企業者)が排出する古紙(除く産廃)が追加されます。

事業者(小規模企業者)のみなさん

# 集団回収に参加しませんか

新たに集団回収の対象となる事業者

(中小企業基本法上の小規模企業者)

製造業 その他…20人以下  
商業・サービス業…5人以下

集団回収は地域の資源リサイクル活動です。

事業所のオフィスペーパーや段ボール等の古紙の提供を通じて、地域貢献しませんか？



こんなメリットがあります！

## ごみ処理 経費の軽減

オフィスや店舗等から排出される紙をごみとして捨てていませんか？  
ごみ処理には費用がかかります。紙を分別してリサイクルすれば、  
ごみ処理費用のコストダウンになります。



## 資源リサイクルの 推進に寄与します

集めた古紙は、回収業者に処理委託し、  
リサイクルしています。  
ごみを減らそうという社内の機運醸成に！



## 企業の地域貢献に 繋がります

集団回収実践団体には、資源の回収量に応じて、港区から報奨金が支給されます。この報奨金を活用し地域の様々なコミュニティ活動や防災活動などに活かしています。

CSR(企業の社会的責任)、環境にやさしい企業の取組の第一歩として

地域の一員として集団回収に参加してみませんか？

● 集団回収の実施方法・活動内容は、各集団回収実践団体にお問い合わせください ●

集団回収実践団体

団体名：

担当者：

連絡先：

制度については、みなとリサイクル清掃事務所又は各地区総合支所協働推進課までお問い合わせください。

● みなとリサイクル清掃事務所  
☎03-3450-8025 ㊟03-3450-8063

● 芝地区総合支所協働推進課  
☎03-3578-3121

● 麻布地区総合支所協働推進課  
☎03-5114-8802

● 赤坂地区総合支所協働推進課  
☎03-5413-7272

● 高輪地区総合支所協働推進課  
☎03-5421-7621

● 芝浦港南地区総合支所協働推進課  
☎03-6400-0031